

横浜市消費生活総合センター指定管理者選定委員会運営要綱

制定 平成 22 年 7 月 2 日 経観消第 255 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市消費生活総合センター指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営その他について、横浜市消費生活総合センター（以下「センター」という。）の指定管理者の選定等に関する要綱（平成 22 年 6 月 24 日経観消第 237 号）第 3 条第 2 項に基づき、必要な事項を定める。

（審議項目）

第 2 条 委員会は、センターの指定管理者の選定に関し、次の事項について経済観光局長に意見を述べる。

- （1）選定手続きの細目
- （2）選定基準
- （3）応募要項の内容
- （4）指定管理者の選定に関する審査
- （5）指定候補者の選定
- （6）その他経済観光局長が指定管理者の選定に必要と認める事項

（委員会の委員）

第 3 条 委員会は、10 人以内の委員をもって構成し、委員は経済観光局長が委嘱する。

- 2 委員は、センター施設の管理運営、消費生活に係る啓発及び消費者の主体的活動の支援並びに消費者被害救済のための事業に関する有識者及び学識経験者、経営に関する有識者及びその他経済観光局長が必要と認める者をもって充てる。
- 3 委員としてふさわしくない非行事由があったと経済観光局長が認める場合は、経済観光局長はその職を解くものとする。
- 4 委員の解職又は辞職などにより委員会の進行に支障が生ずる場合は、経済観光局長は新たな委員を委嘱することができる。
- 5 委員名及び役職等は応募要項等で公表する。

（委員長）

第 4 条 委員会に委員長を 1 名置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

（委員の任期）

第 5 条 委員の任期は、指定管理者の選定について経済観光局長から委嘱を受けた日から、当該センターに係る指定管理者が指定された日までとする。

(作業部会の設置)

第6条 委員会は、必要があると認める場合には、作業部会を設置することができる。

(会議)

第7条 委員会の会議は委員長が招集する。ただし、第4条第2項の規定により委員長を定めるまでの間は、経済観光局長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員（委員長を除く）の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、委員長が必要であると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定に準じ、委員会の会議は公開とする。ただし、委員会が認めた場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(委員の責務)

第9条 委員は、第2条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、応募法人及び応募することが見込まれる法人の関係者と、選定に関して接触してはならない。
- 3 前項の接触が判明したときは、委員会は委員が接触した事業者を選考対象外とする。
- 4 委員は、委員会を通じて知り得た情報をその職を退いた後も洩らしてはならない。ただし、横浜市又は委員会が公表した情報については、この限りではない。
- 5 その他委員会に出席した者は、委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。ただし、横浜市及び指定管理者が公表した情報については、この限りではない。

(報告)

第10条 委員会は、指定候補者選定を行ったときは、速やかに選定の結果を経済観光局長に報告する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、経済観光局市民経済労働部消費経済課において行う。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年7月2日から施行する。